

ユニセフの活動の基盤である「子どもの権利条約」は、1989年に国連で採択されました。すべての子どもに基本的人権があることを国際的に保障するために定められた条約で、日本の子どもたちにとっても、とても大切な条約です。



「子どもの権利条約」は、18歳未満の子どもを権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様にひとりの人間としての人権を認めています。また同時に、おとなへと成長する過程において、子どもには年齢に応じた保護や配慮が必要な面もあるため、子どもならではの権利も定めています。条約は、前文と本文54条からなり、子どもの生存・発達・保護・参加などに関わる様々な権利を具体的に定めています。



## 子どもの権利条約 4つの原則

「子どもの権利条約」には次の4つの原則があります。子どもたちの権利を考えると、常にこの4つの原則を忘れないことが大切です。

### 生命、生存および発達に対する権利 (命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



### 子どもの意見の尊重 (意見を表明し参加できること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表明することができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。



### 子どもの最善の利益 (子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何であるか」を第一に考えます。



### 差別の禁止 (差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などいかなる理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



## 人権の歴史と子どもの権利条約ができるまで

「人権」という考え方が生まれたのは18世紀にさかのぼりますが、国際社会で基本的人権や自由を尊重することの大切さが広く考えられるようになり、取り組まれるようになったのは、第二次世界大戦後のことです。

世界の人々に大きな苦しみと悲しみをもたらした世界大戦。その反省から戦後まもなく創設された国際連合において1948年に採択された「世界人権宣言」は、すべての人が生まれながらに基本的人権をもっていることを、初めて公式に認めた宣言です。この「世界人権宣言」自体は法的な効力をもたないものですが、その後、国連や国際社会はこの宣言が目指す社会を実現していくために、国際的な法律である条約を整えてきました。たとえば、1965年には「人種差別撤廃条約」、1979年には「女子差別撤廃条約」が採択されました。

同時に、社会で弱い立場に立たされている子どもたちの状況も、世界で注目されるようになっていきます。1959年、国連総会において「児童の権利に関する宣言」が採択され、子どもの権利が国際文書として明文化されました。その後「国際児童年」と定められた1979年頃から、子どもの基本的人権を包括的に保障するための枠組み作りが本格化。1989年の第44回国連総会にて「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」が採択され、1990年に発効しました。

日本は、1994年にこの「子どもの権利条約」を批准しました。現在、全世界で196の国と地域が締約する、世界でもっとも広まった人権条約となっています。

子どもの権利条約採択後には、3つの「選択議定書」がつけられています。

選択議定書とは、新たな内容の追加や補強が必要となるときに作られる文書で条約と同じ効力をもっています。

- 武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書(2000年採択、2002年発効)
- 子どもの売買、買春および児童ポルノに関する選択議定書(2000年採択、2002年発効)
- 通報手続きに関する選択議定書(2011年採択、2014年発効)



## 子どもの権利条約1～40条(日本ユニセフ協会抄訳)

※「子どもの権利条約」は全体で54条ありますが、日本ユニセフ協会では具体的な子どもの権利を定めた第1～40条を、子どもにわかりやすい抄訳として公開しています。

<p><b>第1条</b> 子どもの定義</p> <p>18歳になっていない人を子どもとします。</p>	<p><b>第2条</b> 差別の禁止</p> <p>すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいが、性のちがいが、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどうい人であるか、などによって差別されません。</p>	<p><b>第3条</b> 子どもにもっともよいことを</p> <p>子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。</p>	<p><b>第4条</b> 国の義務</p> <p>国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。</p>	<p><b>第5条</b> 親の指導を尊重</p> <p>親(保護者)は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。</p>
<p><b>第6条</b> 生きる権利・育つ権利</p> <p>すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。</p>	<p><b>第7条</b> 名前・国籍をもつ権利</p> <p>子どもは、生まれたらすぐに登録(出生届など)されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できるとき親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。</p>	<p><b>第8条</b> 名前・国籍・家族関係が守られる権利</p> <p>国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であることを示すものをむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。</p>	<p><b>第9条</b> 親と引き離されない権利</p> <p>子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。</p>	<p><b>第10条</b> 別々の国にいる親と会える権利</p> <p>国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするために、国を出入りができるように配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。</p>
<p><b>第11条</b> よその国に連れさられない権利</p> <p>国は、子どもが国の外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。</p>	<p><b>第12条</b> 意見を表す権利</p> <p>子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。</p>	<p><b>第13条</b> 表現の自由</p> <p>子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。</p>	<p><b>第14条</b> 思想・良心・宗教の自由</p> <p>子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。</p>	<p><b>第15条</b> 結社・集会の自由</p> <p>子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をついたり、集会を行ったりする権利をもっています。</p>
<p><b>第16条</b> プライバシー・名誉の保護</p> <p>子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。</p>	<p><b>第17条</b> 適切な情報の入手</p> <p>子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供されるようにすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。</p>	<p><b>第18条</b> 子どもの養育はまず親に責任</p> <p>子どもを育てる責任は、まずその両親(保護者)にあります。国はその手助けをします。</p>	<p><b>第19条</b> あらゆる暴力からの保護</p> <p>どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。</p>	<p><b>第20条</b> 家庭を奪われた子どもの保護</p> <p>家庭を奪われた子どもや、その家庭環境にとどまるのが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいたることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらおうなど、国から守ってもらうことができます。</p>
<p><b>第21条</b> 養子縁組</p> <p>子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい親(保護者)のことをしっかりと調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。</p>	<p><b>第22条</b> 難民の子ども</p> <p>自分の国の政府からはく書をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。</p>	<p><b>第23条</b> 障がいのある子ども</p> <p>心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。</p>	<p><b>第24条</b> 健康・医療への権利</p> <p>子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。</p>	<p><b>第25条</b> 施設に入っている子ども</p> <p>施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。</p>
<p><b>第26条</b> 社会保障を受ける権利</p> <p>子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。</p>	<p><b>第27条</b> 生活水準の確保</p> <p>子どもは、心やからだがかたがたに成長できるように生活を送る権利をもっています。親(保護者)はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。</p>	<p><b>第28条</b> 教育を受ける権利</p> <p>子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。</p>	<p><b>第29条</b> 教育の目的</p> <p>教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶためのものです。</p>	<p><b>第30条</b> 少数民族・先住民の子ども</p> <p>少数民族の子どもや、もともとの土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。</p>
<p><b>第31条</b> 休み、遊ぶ権利</p> <p>子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。</p>	<p><b>第32条</b> 経済的搾取・有害な労働からの保護</p> <p>子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。</p>	<p><b>第33条</b> 麻薬・覚せい剤などからの保護</p> <p>国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。</p>	<p><b>第34条</b> 性的搾取からの保護</p> <p>国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。</p>	<p><b>第35条</b> 誘拐・売買からの保護</p> <p>国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。</p>
<p><b>第36条</b> あらゆる搾取からの保護</p> <p>国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。</p>	<p><b>第37条</b> 拷問・死刑の禁止</p> <p>どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいはざされても、尊厳が守られたいいあった扱いを受ける権利をもっています。</p>	<p><b>第38条</b> 戦争からの保護</p> <p>国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることばすべてしなければなりません。</p>	<p><b>第39条</b> 被害にあった子どもの回復と社会復帰</p> <p>虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。</p>	<p><b>第40条</b> 子どもに関する司法</p> <p>罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどるとき自分自身の役割をしっかり果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。</p>

子どもの権利条約に関する教材・資料のご紹介 ▶▶▶ P.26 子どもの権利が守られた学校・園づくり ▶▶▶ P.21